板橋区立赤塚第二中学校PTA運営細則

会則第13条第3項に基づき運営細則を次のとおり定める。

第一章 役員及び会計監査の選任

- 1 役員会は、役員・会計監査候補者を、新7年生の保護者を含む次年度の(P)会員より 選考する。
- 2 選出にあたっては、広く会員から候補者を募る。
- 3 運営委員会は、候補者の同意を得て次年度役員を内定し、総会にて承認を得る。

会則第34条に基づき運営細則を次のとおり定める。

第二章 係活動

- 1 係活動について、年度末までに運営委員会にて次年度の内容を検討し、書面等で会員に報告する。
- 2 係活動の参加者は前年度中に広く会員から希望者・候補者を募り、その中から本部役員(P) により選出・調整される。
- 3 係活動の人員が不足している場合は、運営委員会でその活動の実施の有無や内容を再検討 し、結果を書面等で会員に報告する。

会則第39条に基づき運営細則を次のとおり定める。

第三章 PTAクラブの設置

- 1 クラブの設立・復会は、板橋区団体登録手続き完了後、総会・役員会・運営委員会いずれかの承認を得る。
- 2 クラブは、PTA 会員で構成する。元 PTA 会員も入会できるが、PTA 会員不在のクラブは、 赤塚第二中学校 PTA クラブとは認めない。
- 3 クラブは、原則として赤塚第二中学校内で活動する。他の場所を継続して使用する場合は、 総会・運営委員会のいずれかに報告をする。
- 4 クラブは、PTA 会員より代表を選出する。代表は、総会に出席し活動計画と活動報告・ クラブ会員数を報告する。
- 5 クラブを廃部にする場合には、総会・運営委員会のいずれかに報告する。
- 6 クラブ活動費は、クラブ会員が負担する。但し、年度始め総会で承認を得て、PTA 会費から 活動補助費年額 6000 円を支給する。年度途中の設立・復会・廃部の際は、月割にて支給・ 精算する。設立の際は、設立の翌月より補助費を支給し、廃部の際は、報告のあった月末に 精算する。
- 7 クラブ代表は、入学式に書面にて新入生の保護者にクラブの紹介をする。また、PTA 会員から幅広くクラブ会員を募るため、年一回以上、クラブ紹介・会員募集の案内を配布する。
- 8 クラブ代表は、役員会・運営委員会で発言できる。
- 9 元クラブは、募集活動について運営委員会に相談できる。

第四章 交通費その他支給基準について

- 1 会員の研修その他会員の活動参加に要する交通費支給については実費とする。尚、通信費についても同様とする。
- 2 上記金額については、特殊な事情が有る場合は予算案の範囲内において役員が決定する。

この運営細則の施行は昭和43年4月1日とする。

昭和50年2月 6日 一部改正 昭和50年3月 7日 一部改正 昭和54年3月10日 一部改正 昭和60年3月 6日 一部改正 平成 3年3月 8日 一部改正 平成 4年3月 6日 一部改正 平成 5年1月19日 一部改正 平成10年1月21日 一部改正 平成13年4月24日 一部改正 平成16年2月 2日 一部改正 平成19年2月 6日 一部改正 平成22年3月11日 一部改正 平成25年3月 5日 一部改正 平成27年3月 4日 一部改正 平成31年3月 5日 一部改正 令和 5年3月 6日 一部改正